

船橋市ものづくりグランプリ製品の製造事業者認定実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、優れた新製品の生産により新たな事業分野の開拓を図る市内中小企業者の販路開拓を支援し、地域経済の振興を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の規定に基づき、随意契約により試験的に購入し、評価する船橋市ものづくりグランプリ製品の製造事業者認定の実施について必要な事項を定めるものとする。

(認定対象者)

第2条 この要綱の対象となる者は、次に掲げる要件に該当するものとする。ただし、第3号に掲げる要件にあつては、市長が必要があると認める場合はこの限りでない。

- (1) 市内に事業所等（船橋市税条例（昭和29年条例第30号）第36条の2第8項の規定により申告する者の事業所等をいう。）を有する者（個人にあつては、申請時において市内に住所を有する者）であること。
- (2) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 船橋市暴力団排除条例（平成24年条例第18号）第2条に規定する者でないこと。

(対象となる新製品)

第3条 この要綱において、「新製品」とは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第1項に規定する食品、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品及びその他市長が地方自治法施行令第167条の2第1項第4項の規定の趣旨に照らし不適切とするものは除く。

- (1) 船橋市内で製造し、又は開発した製品であること。
- (2) 申請時において、販売開始から概ね5年以内であること。
- (3) 既存の製品とは著しく異なり、優れた使用価値を有していること。
- (4) 市場性が見込まれる製品であること。
- (5) 新製品の生産・販売の方法や資金調達の方法などが確実に実現可能であるもの。

(申請)

第4条 この要綱に基づく認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲

げる事項について明らかにした新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、船橋市ものづくりグランプリ製品の製造事業者認定申請書（第1号様式。以下「認定申請書」という。）を、市長の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 新製品の内容
- (2) 新製品の生産の目標
- (3) 新製品の生産の実施時期
- (4) 新製品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

2 申請者は、申請の際に、次の付属書類を添付しなければならない。

(1) 設立の登記において本店として市内に登録している場合にあつては登記事項証明書（個人にあつては、住民票記載事項証明書）、本店として市内に登録していない場合にあつては、登記事項証明書及び法人設立等申告書（市税に関する文書の様式を定める規則（昭和37年規則第7号）第32号様式その2）。

- (2) 直近の決算書
- (3) 法人の場合にあつては会社概要、個人の場合にあつては事業概要
- (4) 市税納付確認書
- (5) その他新製品の詳細がわかる資料
(認定事業者の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、相当と認められるときは、新製品の生産により新たな事業分野の開拓を図るもの（以下「認定事業者」という。）として、船橋市ものづくりグランプリ製品の製造事業者認定通知書（第2号様式）にて通知するものとする。

2 前項の規定による認定の期間は、市長が認定事業者に対して認定の通知をした日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(評価委員会の設置)

第6条 市長は、前条第1項の規定による審査に当たり、船橋市ものづくりグランプリ製品の製造事業者認定評価委員会を設置し、その意見を聴くものとする。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、認定事業者の決定に関し必要があると認めるときは、委員会に意見を求めることができる。

(委員会の構成及び意見の聴取)

第7条 前条に規定する委員会は、別表1に掲げるものの内、6人以内の委員を持って組織し、市長が委嘱又は任命する。委員の任期は委嘱又は任命した日から1年を経過した

日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員長は委員の互選により定め、委員会の総務を整理する。

3 市長は、必要があると認めるときは、委員会に委員会以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(委員の災害補償)

第8条 評価委員会の委員の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(実施計画の変更)

第9条 認定事業者は、実施計画のうち新製品の内容、新製品の生産方法及び販売の実施方法、新製品の生産及び販売の実施計画、又は新製品の生産及び販売に必要な資金の額及び調達方法を変更しようとするときは、実施計画変更申請書（第3号様式）により市長に申請し、実施計画変更認定通知書（第4号様式）によりその承認を受けなければならない。

(実施計画の中止)

第10条 認定事業者は認定期間中に認定申請書に基づく事業を中止したときは、事業中止届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第11条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条の規定に基づく認定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により認定事業者の承認を受けたとき。

(2) 実施計画に従って計画を実施しないとき。

(3) 認定の該当要件に該当しなくなったとき。

(4) 知的財産権に関し、重大な障害があることが判明したとき。

(5) 認定事業者又はその販売代理店等が、当該認定に係る新製品の販売促進以外の目的で使用したとき。

(6) その他、市長の指示に従わなかったとき。

(報告及び調査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、認定事業者に対して実施計画の実施状況についての報告を求め、又は新製品についての調査をすることができる。

(新製品に関する広報活動)

第13条 市長は、認定事業者が生産する新製品の普及促進を図るため、新製品に関する広報活動に努めるものとする。

(新製品の購入)

第14条 市は、物品の購入を行うに当たり、認定事業者が生産する新製品の性能、品質、数量、価格等について考慮し、その優先的な調達に努める。

(公表)

第15条 市長は認定事業者の生産する新製品をホームページ等で公表する。

2 市が認定事業者の生産する新製品を随意契約に基づき調達する場合は船橋市契約規則(平成26年船橋市規則第60号)の規定に基づき公表する。

(補足)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月24日から施行する。

別表1

1	学識経験者
2	日本技術士会
3	船橋商工会議所
4	千葉県産業振興センター
5	船橋市経済部長